

東京外かく環状道路 (関越～東名)

よくあるご質問



国土交通省関東地方整備局
東京外かく環状国道事務所

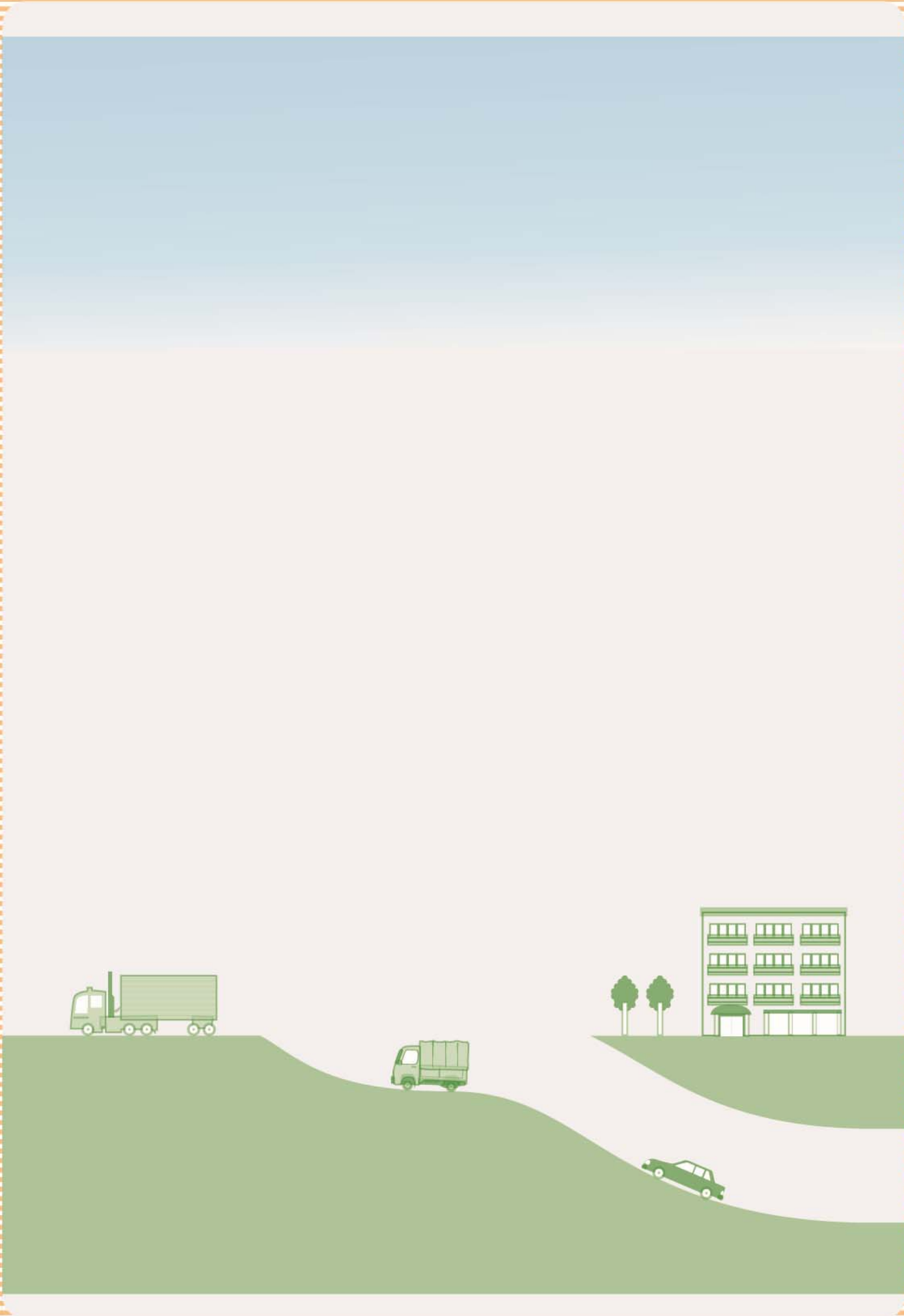


東日本高速道路株式会社
関東支社 東京外環工事事務所



中日本高速道路株式会社
東京支社 東京工事事務所





東京外かく環状道路（関越～東名）

よくあるご質問

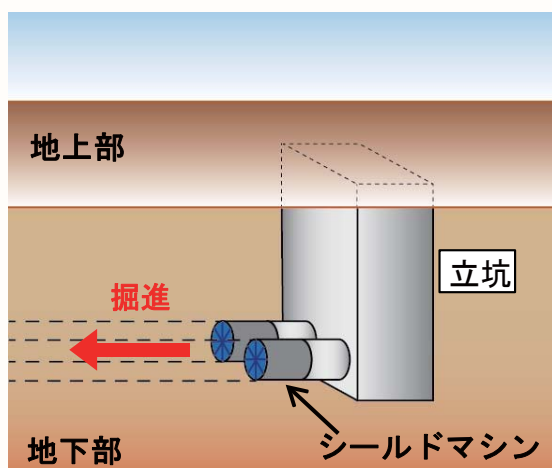
目次

Q1	工事の状況は、どのようになっているのでしょうか。
Q2	市街地の下をトンネルが通るところは、他に事例があるのでしょうか。
Q3	シールド工法によるトンネルは長持ちするのですか。
Q4	シールド工法による地下水への影響はないのでしょうか。
Q5	シールド工法によるトンネル上の土地が地盤沈下しないか心配です。
Q6	地中拡幅部とは何ですか。
Q7	地中拡幅部においても地盤沈下等の心配はないのでしょうか。
Q8	地中拡幅部の類似の施工実績はあるのでしょうか。
Q9	換気所から排出される排気ガスによって大気汚染が生じるのではないかと心配です。何かしらの対策は考えているのでしょうか。
Q10	工事中の騒音や振動が心配です。
Q11	トンネル工事などの前に家屋事前調査を実施すると聞きましたが、家屋事前調査を実施することは、工事にあたり、地上の建物に影響が出るということなのでしょうか。
Q12	家屋事前調査はどのような調査を行うのでしょうか。
Q13	用地測量調査や家屋事前調査を了解すると、それが用地契約とみなされるのでしょうか。
Q14	外環本線の都市計画線内にある家屋は、都市計画法第65条による建築の制限により、建て替えが自由にできないのでしょうか。
Q15	外環本線の都市計画線内にある土地は、都市計画法第67条による先買い権の規制により、売買が自由にできないのでしょうか。

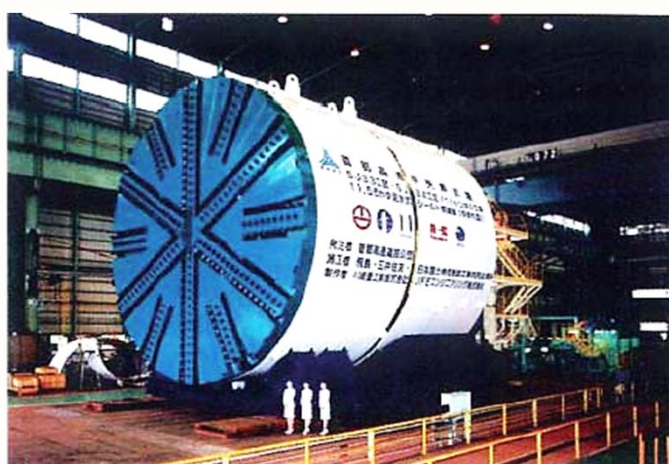
Q1 工事の状況は、どのようになっているのでしょうか。

- A1**
- 現在、世田谷区の東名ジャンクション(仮称)、三鷹市・調布市・世田谷区の中央ジャンクション(仮称)、練馬区の大泉ジャンクション部において、工事を進めています。
 - 東名ジャンクション(仮称)及び大泉ジャンクション部においては、本線の本体工事や連結路(ランプ)のシールド工事や躯体工事等を行っているところです。
 - 中央ジャンクション(仮称)部においても、連結路(ランプ)のシールド工事や躯体工事、橋梁工事等を行っているところです。
 - 各箇所とも具体的な工事実施時期や内容については、工事説明会やオープンハウス等でお知らせいたします。

(令和4年3月現在)



立坑及びシールド掘進のイメージ



シールドマシンの例

Q 2

市街地の下をトンネルが通るところは、他に事例があるのでしょうか。

A 2

- 市街地の下をトンネルが通る例は多々あり、例えば、平成29年3月に開通した横浜環状北線は、延長約 8.2 kmのうち、約 5.9 kmがトンネル部で、地上には家屋等があります。
- また、平成27年3月に開通した首都高速中央環状品川線は、多くの区間で山手通りや目黒川の下を通りますが、一部は家屋等の下を通っています。

Q 3

シールド工法によるトンネルは長持ちするのですか。

A 3

- 世界で最初のシールドトンネルは、1843年に完成したテムズ川をくぐる地下鉄トンネルであり、150年以上経った現在でも利用されています。
- 日本では、1917年のうえつ ほんせん おりわたり羽越本線折渡トンネルの工事で始めてシールド工法が採用されました。また、本格的な工事は1936年に着工したかんもん関門海峡鉄道トンネルであり、いずれも現在でも利用されています。
- 現在では、調布駅付近の京王線(地下化)や平成27年3月に開通した首都高速中央環状品川線など、都市部でのトンネルにおいて、数多く採用されている工法です。

Q 4 シールド工法による地下水への影響はないのでしょうか。

A 4 ○ シールド工法の場合は、トンネル構造の密閉性が高いため地下水に与える影響は小さいと考えられます。

Q 5 シールド工法によるトンネル上の土地が地盤沈下しないか心配です。

A 5 ○ 地盤沈下を起こす要因として、地下水位の低下が考えられますが、東京外環(関越～東名)では、トンネル構造の密閉性が高く、地下水に与える影響が小さいシールド工法を採用しています。

○ また、一般に地盤沈下は軟弱な粘性土層等で生じますが、東京外環(関越～東名)が通る深い位置の粘性土層は、固結～半固結状の非常に硬い地層であるため、地下水の変動による地盤沈下はほとんど生じません。

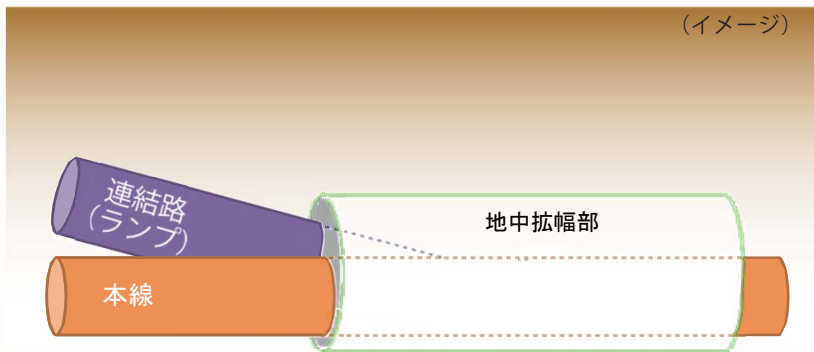
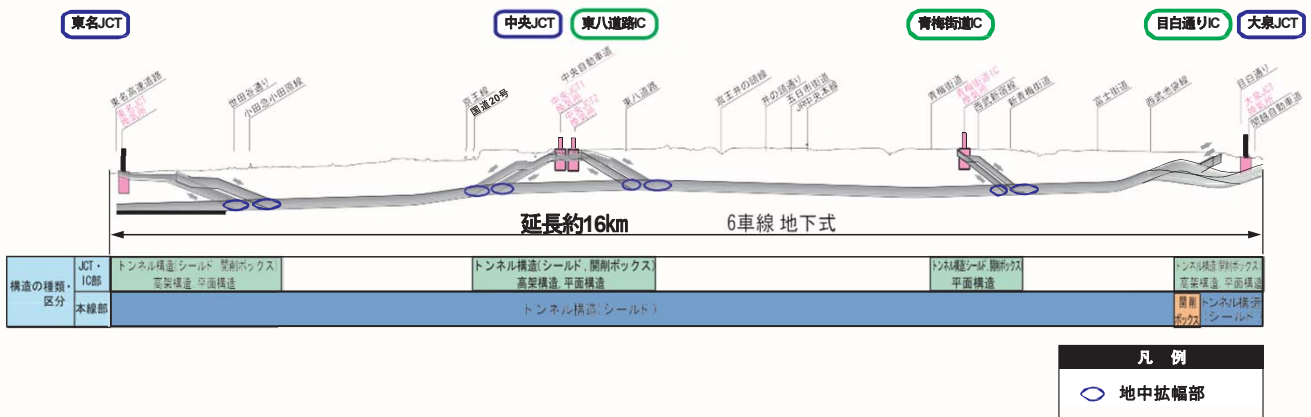
Q6

地中拡幅部とは何ですか。

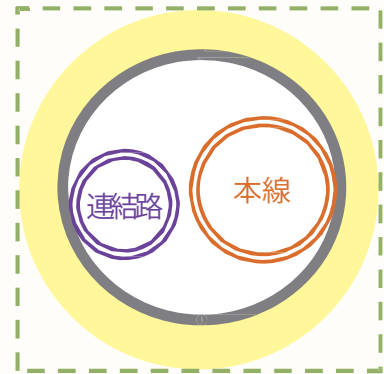
A6

○ 東京外環(関越～東名)のジャンクション・インターチェンジ部は、地中で分岐・合流を行う計画となっています。地中拡幅部とは、本線トンネルと連結路(ランプ)トンネルをつなぐ部分です。

○ 工事は市街化された地域の地下部で行うため、地表から掘削するのではなく、地中で切り抜けて行うものです。



地中拡幅部のイメージ
(縦断面図)



黄色範囲は止水領域

地中拡幅部のイメージ
(断面図)

Q 7 地中拡幅部においても地盤沈下等の心配はないのでしょうか。

A 7 ○ 地中拡幅部においては、施工中及び完成後の十分な耐力を確保し、漏水を抑制するための高い止水性能を確保することとしており、地盤沈下等への影響をより小さくすることができると考えています。

○ また、一般に地盤沈下は軟弱な粘性土層等で生じますが、東京外環(関越～東名)が通る深い位置の粘性土層は、固結～半固結状の非常に硬い地層であるため、地下水の変動による地盤沈下はほとんど生じません。

Q 8 地中拡幅部の類似の施工実績はあるのでしょうか。

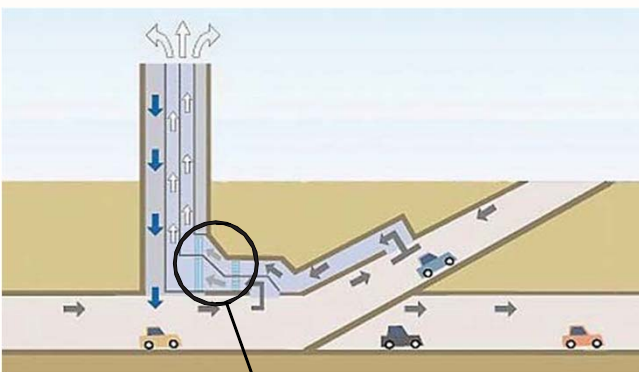
A 8 ○ 類似の施工実績としては、平成27年3月に開通した首都高速中央環状品川線の大橋連結路(渋谷線と品川線をつなぐ連結路)や、令和2年10月に開通した横浜環状北線の馬場出入口があります。

Q9

換気所から排出される排気ガスによって大気汚染が生じるのではないかと心配です。何かしらの対策は考えているのでしょうか。

A9

- 換気所からトンネル内の空気をそのまま排出することはありません。
- トンネル内の空気を換気所から排出する際には、除じん装置（電気集塵機、もしくは除じんフィルター）を設置し、浮遊粒子状物質を含む煤じんを極力除去した空気を排出します。
- これらの浮遊粒子状物質を含む煤じんを極力除去した空気を換気所の塔頂部から上空高く吹き上げ、十分な排気上昇高さを確保して拡散させるため、地表付近への影響は小さくなります。



浮遊粒子状物質(SPM)を高効率で除去可能な除じん装置について、換気施設に設置することを検討します。



換気所の例
(国道20号新宿御苑トンネル新宿御苑換気所)

Q10 工事中の騒音や振動が心配です。

A10 ○ 地上部の工事中は以下のような対策を講じながら、近隣の皆様にご迷惑をおかけしないように配慮いたします。

- ・ 低騒音・低振動型の建設機械を用いて施工します。
- ・ 建設機械のアイドルストップを励行するとともに高負荷運転を極力避けるなど作業方法の改善を行い、騒音や振動を低減します。
- ・ 音の発生源を防音パネル等で覆い騒音抑制を行います。
- ・ 工事用車両の高速道路への誘導と分散通行を行い、騒音や振動を低減します。

○ 地下部の工事中はシールド掘進時の振動・騒音レベルを注視しながら状況に応じて、以下のような振動等の抑制対策を実施します。

- ・ シールドマシンの外周部と地山との間に滑剤を充填することにより摩擦を低減させます。
- ・ 掘進速度の調整によりカッターヘッドが地山を削り取る際の振動・騒音を緩和させます。

また、振動等の抑制対策とあわせて、以下についても実施します。

- ・ 振動等の測定頻度を増やすこととし、測定結果についてホームページと現地付近の掲示板で公表するなどモニタリングを強化します。
- ・ 特に振動等を気になされる方へ、掘進期間中に一時的に滞在可能な場所を確保・提供します。

Q11

トンネル工事などの前に家屋事前調査を実施すると聞きましたが、家屋事前調査を実施することは、工事にあたり、地上の建物に影響が出るということなのでしょうか。

A11

- 本線トンネル工事などはシールド工法を採用しており、適切に工事が行われれば地上への影響は生じないと考えております。
- 令和2年10月18日に発生した陥没・空洞事故により、ご不便やご不安を与えてしまっております地域住民の皆様には心からお詫びを申し上げます。
- 陥没・空洞事故を受け、令和3年12月24日に東京外環トンネル施工等検討委員会を開催し、大泉側本線シールド工事及び大泉JCTランプシールド、中央JCTランプシールド工事について具体の再発防止対策をとりまとめました。
- 再発防止対策に基づいて適切に施工することにより、安全に工事を実施して参ります。
- 施工の際にも細心の注意をはらって進めますが、万が一、工事の施工に起因する建物等の損害が発生した場合は、当該損害に対して補償をさせていただくため、工事実施前の建物等の状況を把握する調査を行います。

家屋事前調査について

- 平成27年3月より、本線シールドトンネル工事に伴う家屋事前調査を順次実施させていただいております。
- そして、希望された方の家屋等については、家屋事前調査が一通り完了しております。
- 本線シールドトンネル工事に伴う家屋事前調査を実施している範囲は、概ね[こちら](#)の青線の範囲となります。
- また、すでに家屋事前調査にご協力いただいた方の中で、ご自宅の建替えやリフォームをされて再調査をご希望の方や、新築等により新たに調査をご希望される方は、下記のお問い合わせ先までご連絡くださいますようお願いいたします。

練馬区・杉並区・武蔵野市の皆さま

東日本高速道路(株) 関東支社 東京外環工事事務所

TEL:0120-861-305(フリーダイヤル:平日9:00~17:30)

e-mailアドレス:tokyo-gaikan@e-nexco.co.jp

世田谷区・狛江市・調布市・三鷹市の皆さま

中日本高速道路(株) 東京支社 東京工事事務所

TEL:0120-016-285(フリーダイヤル:平日9:00~17:30)

e-mailアドレス:mail-gaikan@c-nexco.co.jp

(令和4年3月現在)

- ※ 用地を取得させていただく部分は対象外となっております。
- ※ 別添の「本線トンネル工事に伴う家屋調査範囲」に示される範囲は、概ねの調査範囲を示しているものであり、実際の調査範囲は街路等を考慮するため、別添図と異なる場合があります。
- ※ 本線シールドトンネル工事のほか、用地の取得範囲内での工事(開削工事など)に伴う家屋事前調査を別途お願いする場合があります。

Q12 家屋事前調査はどのような調査を行うのでしょうか。

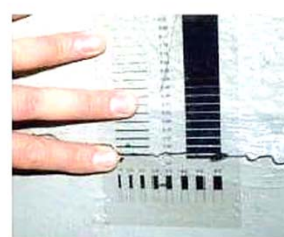
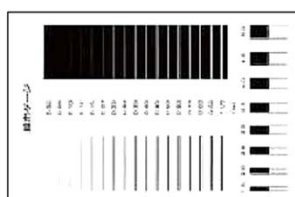
A12 ○ 建物の柱の傾斜、壁や基礎のひび割れ状況などをスケッチや写真及び調書において、記録を残します。

○ なお、調査結果は上記目的以外には一切使用いたしません。

【家屋調査での調査箇所】

- ◆ 基礎
- ◆ 軸部(柱・敷居)
- ◆ 開口部(建具等)
- ◆ 床
- ◆ 天井
- ◆ 内壁
- ◆ 外壁
- ◆ 屋根
- ◆ 水回り(浴槽、台所、洗面所等)
- ◆ 外構(池、塀等の屋外工作物)
- ◆ 井戸の状況

クラックスケール



例：亀裂調査状況

※但し、調査箇所は目視で確認できる範囲となります

Q13

用地測量調査や家屋事前調査を了解すると、それが用地契約とみなされるのでしょうか。

A13

- 用地測量調査は、道路や隣接地との用地境界の確定と外環本線に掛かる範囲の用地境界を確定するために実施するものです。
- 家屋事前調査は、万が一、工事の施工に起因する建物等の損害が発生した場合に、当該損害に対して補償をさせていただくため、工事実施前の建物等の状況を把握する調査を実施するものです。
- 用地測量調査や家屋事前調査は、用地契約行為ではありません。これらの調査を了解することによって用地契約になることはありません。
- 用地測量調査後、土地地権者等の皆様に説明させていただき、ご了解が得られましたら用地契約となります。

Q14

外環本線の都市計画線内にある家屋は、都市計画法第65条による建築の制限により、建て替えが自由にできないのでしょうか。

A14

- 都市計画法第65条は、都市計画事業の施行地内において、施行の障害となるおそれのある建築物の建築等を行おうとする場合、自治体の可が必要である旨を規定するものです。
- 東京外環は地下にトンネル構造で建造されますが、地上の用途区域に応じた十分な耐力を有しており、通常の家屋等の建築であれば、障害となることはありません。
- 建築確認申請は、通常の家屋等の建築でも必要なものです。その際に65条申請(様式数枚程度)が必要となり、お手数料をおかけしますが、ご協力の程、よろしく申し上げます。
- また、深い基礎が必要となる建築物等の建築など大規模な開発行為については、施行者※から詳細を伺う場合もありますので、大規模な開発行為を検討される際には、お気軽に施行者にご相談ください。
- なお、事業完了後は、都市計画法第65条は解除されます。

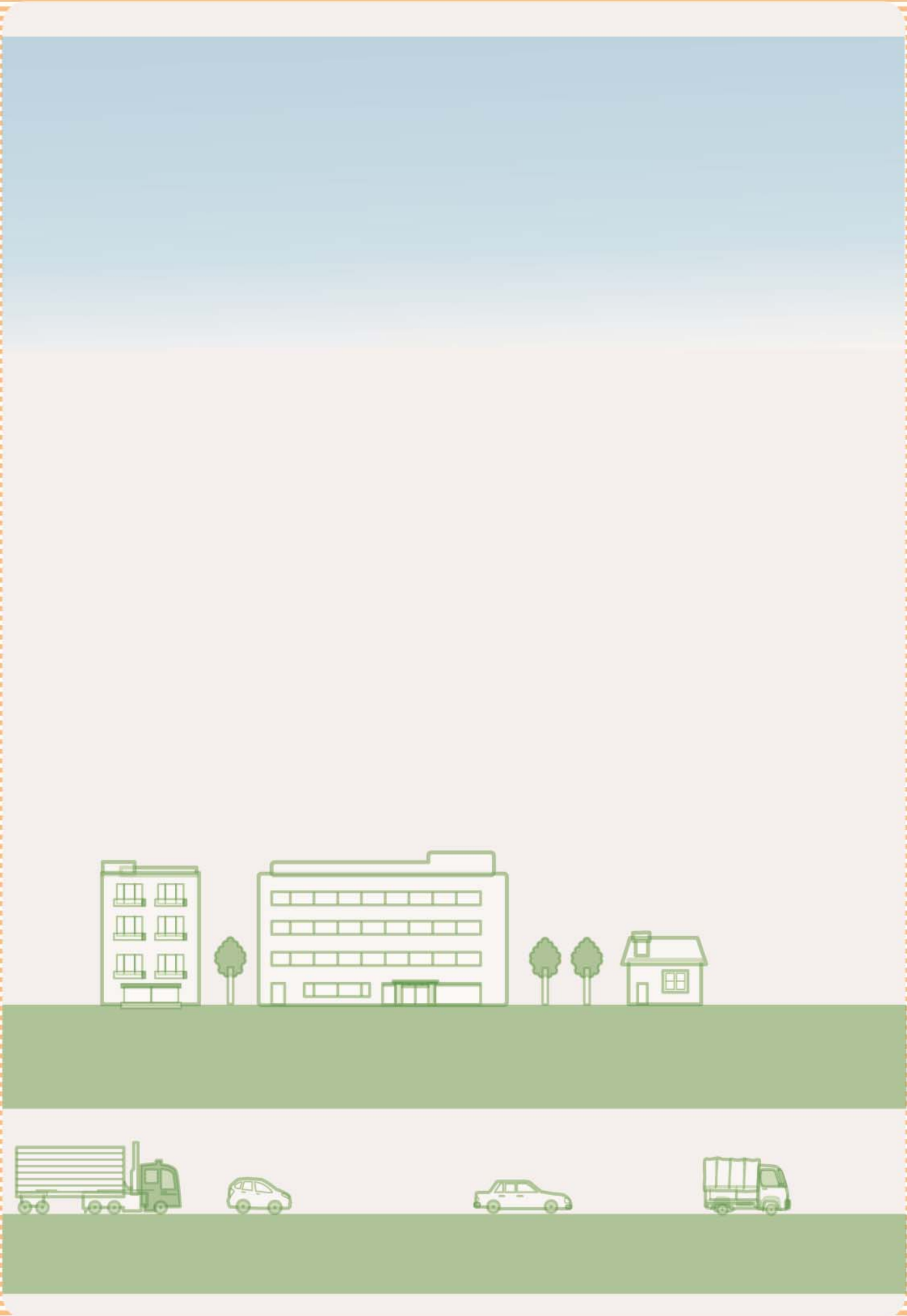
※ 東名ジャンクション(仮称)部: 中日本高速道路(株) 東京工事事務所
その他: 国土交通省 東京外かく環状国道事務所

Q15

外環本線の都市計画線内にある土地は、都市計画法第67条による先買い権の規制により、売買が自由にできないのでしょうか。

A15

- この規定は、一般的に、都市計画事業の施行にあたり、外環本線の都市計画線内にある土地建物等を譲渡する場合に、当該土地建物等、その予定対価の額、当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方等について施行者に書面による届け出を義務づけているものです。
- 用地買収させていただく部分については、既に施行者が測量や説明等をさせていただいているところですが、ご不明な点がございましたら、お気軽に施行者へご相談ください。
- 東京外環(関越～東名)は、地下にトンネル構造で建造されますが、そのトンネル直上の方も対象となります。ただし、実態としては、大深度地下の使用を認可された箇所については、事業の施行のため土地建物等を施行者が買い取りさせていただくことはありませんので、一両日中に施行者は「買い取りはいたしません」という回答を行い、その後の売買は自由となります。
- また、区分地上権を設定させていただく箇所については、順次、施行者が測量や説明等に着手させていただいているところですが、ご不明な点がございましたら、お気軽に施行者へご相談ください。
- 申請書につきましては、東京外かく環状国道事務所のホームページ掲載されています。
(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gaikan/toiawase/67jou.pdf>) (A4縦様式1枚)
- なお、事業完了後は、都市計画法第67条は解除されます。
- お手数をおかけしますが、ご協力の程、よろしく申し上げます。



相談窓口のお知らせ

●外環事業に関する疑問やご相談等の窓口は、下記のとおりです。



国土交通省 関東地方整備局 東京外かく環状国道事務所

所在地：〒158-8580 世田谷区用賀4-5-16 TEビル7F

TEL：0120-34-1491(フリーダイヤル)

受付時間：月～金 9:15～18:00



東日本高速道路(株) 関東支社 東京外環工事事務所

所在地：〒177-0033 練馬区高野台4-1-23

TEL：0120-861-305(フリーダイヤル)

受付時間：月～金 9:00～17:30



中日本高速道路(株) 東京支社 東京工事事務所

所在地：〒153-0044 目黒区大橋1-5-1 クロスエアタワー 7F

TEL：0120-016-285(フリーダイヤル)

受付時間：月～金 9:00～17:30

外環についてのさまざまな資料はホームページでもご覧になれます。

TOKYO RING STEP

クリック!

東京外環

検索

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gaikan/>

更新履歴

H27.5.1	初版発行	
H27.7.7	Q1	「平成27年6月現在」に更新
	Q11	「本線シールドトンネル工事に伴う家屋調査」の概ねの範囲を示す図面等を追加
R4.3.28	Q1 Q2 Q8 Q10	令和4年3月現在の状況に更新
	Q11	令和2年10月に発生した陥没・空洞事故は、有識者委員会において、特殊な地盤条件下で行った特別な作業に起因するシールドトンネルの施工が要因と推定され、施工に課題があったことが確認されました。 従前のパンフレットでは、「地上への影響は生じないと考えております」のみの記載でしたが、「適切に工事が行われれば」と追記させて頂きました。